

横須賀市市民協働推進マニュアル

横 須 賀 市

－ はじめに －

横須賀市は、市民協働に関する基本的事項や手続きなどを定めた「市民協働推進条例」を平成13年3月に制定し、一層の市民協働のまちづくりの推進に取り組んでいます。

これに併せて、「浦上台トンネルの上公園」や「武山市民プラザ」などの公共施設の建設に際してワークショップを実施したり、まちづくり出前トークやパブリックコメントなどの双方向性の市政運営を実施したり、市民活動サポートセンターの運営や企画提案型補助制度を実施するなど、様々な市民協働の事業を展開してまいりました。

条例では、市は「市職員に対する市民協働に関する啓発、研修等を実施して、職員一人ひとりによる市民協働の重要性の認識を深めるよう努める」と規定されており、積極的に協働事業を検討し、実施していくことが求められています。

今後、更に市民協働のまちづくりの裾野を広げていくためには、協働に対する理解を深め、具体的な実践を積み重ねていくとともに、その成果と課題を整理し、協働の手法を習得し共有化していくことが必要となってまいります。

この「市民協働推進マニュアル」は、どのように協働を推進すれば良いのかなどについて市職員の共通理解を促すために作成したものです。

具体的には、市民協働の意義、協働の基本原則、協働事業の検討・実施・評価の各段階における留意事項などを整理しています。

しかし、このマニュアルに記載された内容も決して固定的、最終的なものではなく、今後さらに試行錯誤を繰り返す中で、より多くのノウハウを蓄積して発展していかなければならないものと考えています。

多くの職員がこのマニュアルを活用する中で、市民協働に関する感性を磨き、市民とのパートナーシップを深めていくことを期待しています。

目次

第1章 市民協働について

- 1-1 市民協働とは何ですか? 4
- 1-2 今、なぜ市民協働のまちづくりが重要なのですか? 5
- 1-3 市民協働の理論的根拠 7
- 1-4 市民協働のまちづくりは、本市の行政計画上どのように位置付けられて
いますか? 9
- 1-5 横須賀市市民協働推進条例の概要は? 11
- 1-6 条例における市民協働のまちづくりのパートナーは? 12
- 1-7 市民協働のまちづくりは、どのような効果がありますか? 15

第2章 市民公益活動団体について

- 2-1 条例の「市民公益活動団体」とは、どんな団体ですか? 17
- 2-2 「公益性」とは? 「営利性・非営利性」との関係は? 19
- 2-3 町内会・自治会も条例の「市民公益活動団体」ですか? 21

第3章 市民参加・参画について

- 3-1 市民参加・参画の意義 22
- 3-2 市民参加・参画のメリット 22
- 3-3 市民参加・参画の手続きの選択 23

第4章 協働事業の進め方について

- 4-1 協働を進める際のルールは何ですか? (協働の基本原則) 25
- 4-2 協働事業をどのように進めますか? (協働事業の流れ) 27
- 4-3 協働に適した活動領域は? 28
- 4-4 すべての事業を協働しなければならないのですか? (協働に適した事業)
. 29
- 4-5 協働には、どのような形態があるのですか? (協働の形態の選択)
. 32
- 4-6 協働のパートナーを決めるには? (協働相手の選定) 34
- 4-7 協働提案を募集する方式は? 36
- 4-8 協働事業の提案があった場合は? 37
- 4-9 協働事業を実施するときの留意点は? 38

第5章 協働事業の評価について

- 5-1 なぜ市民協働事業としての評価が必要なのか？ 40
- 5-2 誰が評価するのか？ 40
- 5-3 何を評価するのか？ 41
- 5-4 評価を生かすためには、何をすればよいのか？ 42
- 5-5 評価の公表は、どのように行ったらよいか？ 42

第6章 市民協働を効果的に進めるためのノウハウ

- 6-1 効果的な「まちづくり出前トーク」の仕方 43
- 6-2 効果的なワークショップの進め方 45

(参考)

- ・市民協働事業事前チェックシート（記入例）
- ・市民協働事業事後評価シート（記入例）

第1章 市民協働について

1-1 市民協働とは何ですか？

横須賀市では、市民協働を「市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵と責任においてまちづくりに取り組むこと」と定義付けています。（横須賀市市民協働推進条例第2条第1項。以下「条例」という。）

市民、市民公益活動団体、事業者及び市が良きパートナーであるということは、行政から市民に対して一方的にサービスが提供されるというような関係を超えて、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がお互いの立場を良く理解、尊重し（共生）、対話を通じて（交流）、新しい時代を一緒にあって切りひらいていこう（創造）という関係をもつ、ということです。また、特性の違う者の出会いによって生まれる相乗効果を期待するものです。

近年、全国各地の自治体で、まちづくり、情報公開、パブリックコメント、男女共同参画、環境保全など、様々な領域で特徴的条例が次々と制定され、その波紋の広がりが引いては国の制度も変えていく状況も生じています。

他方、政治や地域に対する無関心層の増大や行政依存体質が行政の肥大化を来し、国だけで800兆円に上る借金を抱えるまでに至っており、財政再建団体に陥ってしまう地方自治体も出てきています。

これからのまちづくりは、市民からの要望などが自助の領域の問題か、共助の領域の問題か、公助の領域の問題かをきちんと見極めを行ったうえで、更に公助の領域とされた要望などについても「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」という政策精選を行う時代に来ています。

こうした背景もあって、様々な市民参加、市民参画、市民協働の施策が展開され、全国の多くの自治体で、自治基本条例、市民参加条例、市民協働推進条例などが相次いで制定されています。

これらの条例は名称こそ異なりますが、市民自治の基本（自治基本条例）、市民参加（市民参加条例）、市民との協働（市民協働推進条例）という内容で、自治と市民との関係を見直し、再構築しようとする意図は共通しています。



1-2 今、なぜ市民協働のまちづくりが重要なのですか？

市民協働のまちづくりは今や時代の趨勢であると考えられます。国や多くの地方自治体はその推進を図るべく、様々な取り組みを模索しています。

それでは、今なぜ「市民協働のまちづくり」が重要なのでしょうか。

(1) 分権化によって自治体独自の政策形成が可能となっています

自治体は、地方分権の進展によって権限が拡大し、自治体の責任において独自の政策を実行することができるようになってきました。これにより市民にとって政策というものがこれまで以上に身近なものとなり、自分たちの暮らしや地域特性により適したまちづくりを求めるようになっていきます。

一方、交通、環境、福祉など様々な分野で近隣自治体との広域的な協力が必要になり、政策立案や具体的な事業の実施などにおいて、地域特性や地元住民の意思をこれまで以上に幅広く反映させていかなければなりません。

そのため、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がお互いに知恵を出し合いながら、その自治体、地域ならではの独自のまちづくりの方向を生み出すためのしくみが必要となっています。

(2) 投票行動だけに依存しない自治への参画機会が求められています

市民は、経済のグローバル化と低成長、環境問題の深刻化、人口構造の高齢化等によって、公共サービスやまちづくりを国や自治体が一元的に管理、実行する政治・行政システムに限界があることを知りました。

そして、従来のように選挙の投票行動だけに依存する間接的な参加ではない、直接的な参画の必要性を実感するようになりました。

そして自分たち自身が様々な知恵や力を身につけることによって、自ら問題を発見し解決することに喜びや満足感を実感するようになりました。

市民活動、ボランティア、NPOといった動きの背景には、こうした世界的な動向があります。

そのため、こうした市民の直接的な参画欲求を受けとめ、市民の自治に取り組む活力をまちづくりに活かすことのできるしくみが必要となっています。

(3) 市民と行政がお互いに信頼し合えることが求められています

従来、わが国の行政は一般的にみて閉鎖的でした。また、政官界の汚職などの事件によって、市民の政治・行政への不信や不透明性への疑念はこれまでになく高まっています。こうした状況に対して、国や自治体は情報開示や個人情報保護、行政手続きに関わる法令整備等を行ってきましたが、依然として市民による信頼を獲得するには至っていません。

今後は、行政の意識改革を進めるとともに、より積極的な情報発信を行い、説明責任を果たすことによって行政の透明性をさらに高め、行政に対する市民の信頼を獲得することが強く求められています。

そのため、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が同じテーブルにつき、お互いに良きパート

ナーとして誠意あるコミュニケーションを図りながら、相互の信頼関係を確立するしくみが必要となっています。

(4) 多様化する市民生活に対する行政サービスの限界が指摘されています

少子高齢化、情報化、国際化、社会経済の成熟化、その他の社会経済の変化は、市民のライフスタイルやワークスタイルに大きく影響しています。

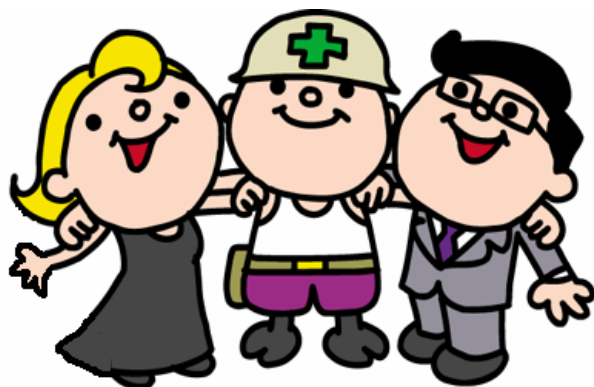
自治体はこれまで様々な地域社会の変化に対応しながら市民の各種ニーズを満たすべく努めてきましたが、さらに多様化を続ける市民ニーズのすべてに対応することは能力的にも財政的にも困難となってきました。

このような多様な市民ニーズに対応していくためには、市民の活力を導入していくほかはありません。そのため、一人ひとりの市民が潜在的にもつ活力を大いに発揮し、まちづくりに活かすことのできるしくみが必要となっています。

(5) 低成長、成熟時代における新しい行政のあり方が問われています

わが国の経済は低成長の時代に入りました。こうした中で、地方自治体には抜本的な行財政改革が求められていますが、改革を実現するためには、行政から市民に対して一方向的にサービスを提供するというまちづくりの進め方を改め、行政と市民がそれぞれ責任感をもって適切な役割分担をする地域行政への転換をめざすことが必要です。

そのため、行政が市民を一方向的に利用するのでも、市民が行政に一方向的に要求するのでもなく、お互いの責任感に基づく適切な役割分担のもとで様々な市民ニーズに対応していくまちづくりのしくみが必要となっています。



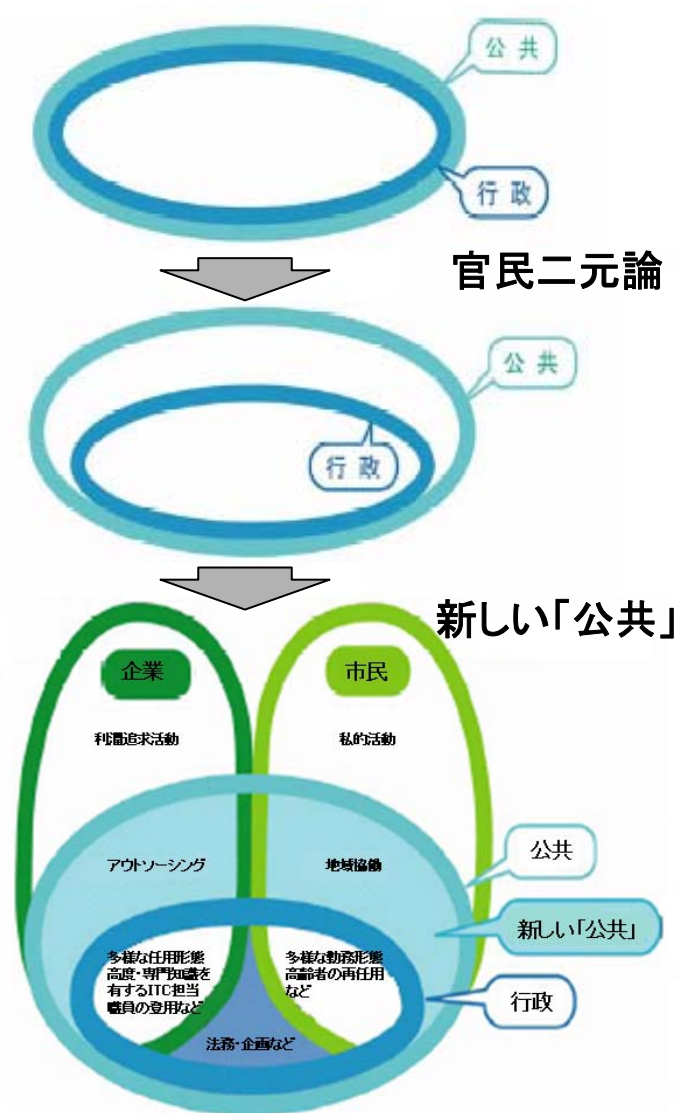
1-3 市民協働の理論的な根拠

(1) 「新しい公共」の創造

市民協働の理論的な根拠の一つとして「新しい公共」という考え方があります。

かつて公共サービス＝行政サービスであり、公共の範囲と行政の範囲が一致していました。ところが価値観やライフスタイルの変化、暮らしやまちづくりに対して人々が求めるものの変化に伴って市民のニーズも多様化し、公共でやるべき分野が広がるにつれ、公共と行政との間に隙間の部分が生じ、それが次第に広がってきました。

当然のことながら、それらのニーズでも公共的性格を持つ部分には対処しなければなりません。そこを企業セクター（企業への委託というアウトソーシング）や市民セクター（市民協働）が担っていくことになるという考え方です（「新しい公共」）。



(2) 補完性の原則

市民協働の理論的な根拠の二つ目は「補完性の原則」です。

まず、個人で解決できるものは個人で解決しなければなりません（「自助」の領域）。

次に、個人で解決できない問題については家族が応じることになります。

家族で応じきれないものはコミュニティー（市民公益活動団体や町内会・自治会）が支えることとなります（「共助」又は「互助」）。

更に、コミュニティーで解決できないときは、「公助」として、基礎的な自治体である市町村が支え、市町村でも対応できないものは、より広域的な地方政府である都道府県が対応し、それも出来ない場合は中央政府である国がその役割を担うという考え方です。

個人からスタートして物事を考え、次々とこれらの主体が補完する立場に立つこととなります。市民協働のまちづくりは、行政から住民へ働きかけて動き出すよりも、住民が自分たちで出来ることは自分たちでやり、自分たちで出来ない部分について行政の協力・支援を求めるという自主性、主体性を発揮して展開されるならば、それは「補完性の原則」にかなった最も望ましいものと言え、地方自治の本旨の一つである住民自治の原則に適うものと言えるでしょう。

◎防犯活動に見られる補完性の原則—「自助」・「共助又は互助」・「公助」の領域

犯罪のないまちの実現は行政だけでできることではありません。この点について、「自助の領域」、「互助・共助の領域」、「公助の領域」と役割分担という視点から説明します。

まず、空き巣や車上狙いなどの犯罪から自分の財産を守るために、例えば、玄関の鍵を2つにしたり、ピッキングに強い鍵にしたり、窓ガラスなどに警報装置を付けたりするなど、自分の財産を自分で守ることが「自助の領域」になります。

次に、隣近所で声を掛け合ったり、防犯パトロールを行ったりするなどして地域を守るのが「互助・共助の領域」になります。

最後は「公助の領域」です。犯罪の検挙や取り締まりを行う警察の役割が大きいのですが、横須賀市では次のようなことを実施しています。

まず、「防犯リーダー養成研修」を実施して、地域の防犯パトロール隊の人材育成を行ったり、地域の防犯パトロールのために必要となる「防犯グッズの貸与」を行ったり、地域で行われている防犯活動などを紹介する防犯フォーラムを行っています。これらは市民の行う自主防犯パトロールの組織力強化や、活動団体数の拡大などのために行い、結果として市民の互助・共助を促進していくことを意図しています。

また、市内事業者との間で「よこすか安全・安心パトロール協定」を締結しています。これは業務の関係で市内を巡回している事業者の車両などにステッカーを掲出してもらい、業務中に不審者や犯罪行為、緊急事態などを発見した場合には、警察に通報してもらおうというものです。市内特定郵便局や市内ガソリンスタンド等との間では「よこすか安全・安心ステーション協定」を締結しています。これは店頭ステッカーを掲出し、子どもや高齢者が危難に遭遇した場合に、安全な場所を提供し、警察への通報、家庭、学校等への連絡をしてもらうものです。更に「子ども110番の家」も個々の市民の社会貢献活動と言えます。これらは地域の監視の目を増やし、犯罪を抑止していこうとするもので、ほとんど行政が経費をかけることなく、大きな効果を挙げているものであり、まさに市民協働で上手くいくように考えられています。

その他にも市では、町内会・自治会が行う街路防犯灯の設置を支援したり、スーパー防犯灯を設置したりすることも行っています。

1-4 市民協働のまちづくりは、本市の政策上どのように位置付けられていますか？

計画及び指針	内 容
<p>行政改革大綱 (8年2月26日策定) *平成18年2月16日に改定され、第3章に引き継がれている。</p>	<p>第2章 市民参加による市民のための行政の実現</p> <p>市民参加の推進に関しては、様々な分野で様々な形態の参加が考えられるが、審議会等委員の公募制やまちづくり提案など幅広い市民参加の推進方法についての本格的な検討を行う必要がある。</p> <p>なお、ボランティアによる公共的活動は、行政活動そのものではないが、市民参加による活動として重要な役割を果たし得るものである。保健、福祉、環境などの分野で現在行われている市民の公共的ボランティア活動に対し、その自主性を尊重しつつ側面から支援する途をさぐることも必要である。</p>
<p>横須賀市基本構想 (9年3月25日議決)</p>	<p>第5章 まちづくりの推進姿勢</p> <p>地方財政を取り巻く環境が厳しさを増し、行政需要が多様化するこれからの時代のまちづくりでは、市民の自主的な行動のもとに、市民と企業と行政がよきパートナーとして連携することが必要です。行政とともに市民も企業も新しい時代を切りひらく創造性を発揮し大胆な改革をすすめ、自らの知恵と責任でまちづくりに取り組まなければなりません。</p> <p>1 市民協働によるまちづくりの推進</p> <p>(3) 計画策定や事業実施に当っては、市民や企業との合意形成の機会を充実し、協働してまちづくりに取り組みます。</p>
<p>横須賀市基本計画 (10年1月23日策定)</p>	<p>第3章 まちづくりの戦略構想</p> <p>1 まちづくり戦略プラン</p> <p>(4) 人と環境にやさしいまちづくりプラン 市民協働型まちづくり</p> <p>まちづくりへの市民や企業等の自主的な参加と協力を実効性のあるものとしていくため、情報公開・情報提供、計画策定・事業立案への参加ルール等の制度づくり、市民のまちづくり活動が活発に行える環境づくりをすすめます。</p> <p>第5章 まちづくりの推進姿勢</p> <p>1 市民協働によるまちづくりの推進</p> <p>(3) まちづくりへの市民参画</p> <p>① 市民のまちづくり活動の促進支援</p> <p>市民と企業と行政の協働型まちづくりを推進するため、まちづくりの主役である市民の自治意識を高め、市民自らの知恵と責任による自主的なまちづくり活動を促進します。</p> <p>② 市民合意による行政運営の推進</p> <p>市民の意見を積極的に行政運営に反映するため、計画策定や事業立案など政策形成への市民参画機会を充実します。</p>

<p>横須賀市市民協働型まちづくり推進指針 (11年2月17日策定)</p>	<p>「市民協働型まちづくり」という新しいまちづくりの進め方について、理念、原則及び推進策の枠組みなど、基本的な考え方をまとめた指針です。</p> <p>(市民協働型まちづくりをすすめるための4つの柱)</p> <p>①まちづくりをリードする担い手づくり ②多くの市民が参加・参画したくなる事業づくり ③市民と行政の合意形成に至るプロセスづくり ④市民と行政のコミュニケーション環境づくり</p> <p>* 指針自体は下記により入手できます。 ・横須賀市役所庁内LAN上のダウンロードコーナー (職員) ・横須賀市のホームページ (市民の方) http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/simin/partner.html</p>
<p>横須賀市市民活動促進指針 (11年2月17日策定)</p>	<p>市民活動に対する市の姿勢と施策の方向を明らかにした指針です。</p> <p>(市民活動促進の原則)</p> <p>①公平の原則 (機会の均等) ②公正の原則 ③不干渉の原則</p> <p>(市民活動促進策)</p> <p>①活動環境整備に関する支援策 ②市民活動に対する支援の気運を高める方策 ③市民と行政との協働推進に関する方策</p> <p>* 指針自体は下記により入手できます。 ・横須賀市役所庁内LAN上のダウンロードコーナー (職員) ・横須賀市のホームページ (市民の方) http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/simin/siminkatudou.html</p>
<p>横須賀市市民協働推進条例 (13年3月31日公布) (13年7月1日施行)</p>	<p>市民、市民公益活動団体、事業者及び市が市民協働を推進するに当たっての基本理念を定めた条例です。(概要はP. 10参照)</p> <p>* 条例及び逐条解説は下記により入手できます。 ・横須賀市役所庁内LAN上のダウンロードコーナー (職員) ・横須賀市のホームページ (市民の方) http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/simin/jourei.html</p>

1-5 横須賀市市民協働推進条例の概要は？

(1) 市民協働型社会の発展に向けての役割分担（第3条第1項）

社会が抱える多岐にわたる課題に的確に対応していくためには、従前、官が担ってきた行政サービスにとらわれることなく、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が役割を分担し合うことが大切です。それぞれが自らの役割を実行することで、多様な市民ニーズに対応できる、きめの細かい、柔軟な市民サービスが実現される地域社会を作り上げることが期待されます。

市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、対等な立場のパートナーとして、それぞれの責務と役割を理解し、市民協働型社会の発展に努めることを規定しました。

そのためには、①市民、市民公益活動団体、事業者が行うべきこと、②行政が行うべきこと、③協働して行うべきことについて、役割分担を明確にする必要があります。

それぞれの役割は第4条から第7条に規定されています。

(2) 情報の共有と相互の参加・参画（第3条第2項）

市民公益活動団体と市が協働するためには、パートナーとして、お互いの特性と立場を理解し合い、情報を共有し、役割を分担しながら協力し合う関係が不可欠です。

行政には、情報を分かりやすく市民に提供することにより、市政への関心を高め、市民のまちづくりへの参画意識を高めていくことが求められています。

地方分権が推進される中で、行政主導の下での形式的な参加ではなく、まちづくりの主体としての市民の参画が自己決定・自己責任の新しい協働社会の土台として極めて重要となります。

地方分権は、必然的に市民分権・市民自治を進めることになり、市民協働はその原動力となるものです。

(3) 市民公益活動団体の自主性・自立性の尊重（第3条第3項）

市民公益活動は、市民及び事業者の自発的な参加によって行われるべきものです。

その社会的な意義の重要性を強調するあまり、その自由を侵すことのないようにしなければなりません。

また、活動の存在自体を否定することにもつながるので、その自主性を害するような干渉や自立性が阻害されるような過剰な支援を行いません。

(4) 市からの公正な支援（第3条第4項）

市の市民公益活動に対する支援は、公益性に基づき、公正に行わなければなりません。

市の市民公益活動に対する支援の方法としては、①情報の提供、相談、助言、②共催、後援、③公共施設の使用、備品の使用、④財政的支援、⑤業務の委託など、様々な態様が考えられます。

支援を行うか否か、また、どのような支援を行うかについては、市民公益活動の目的及び内容を公益性の観点から適切に判断し、決定しなければなりません。

1-6 条例における市民協働のまちづくりのパートナーは？

横須賀市では、市民協働を「市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵と責任においてまちづくりに取り組むこと」と定義付けています。

なぜ、協働の相手方を個人や事業者まで含め、幅広く捉えているのでしょうか。

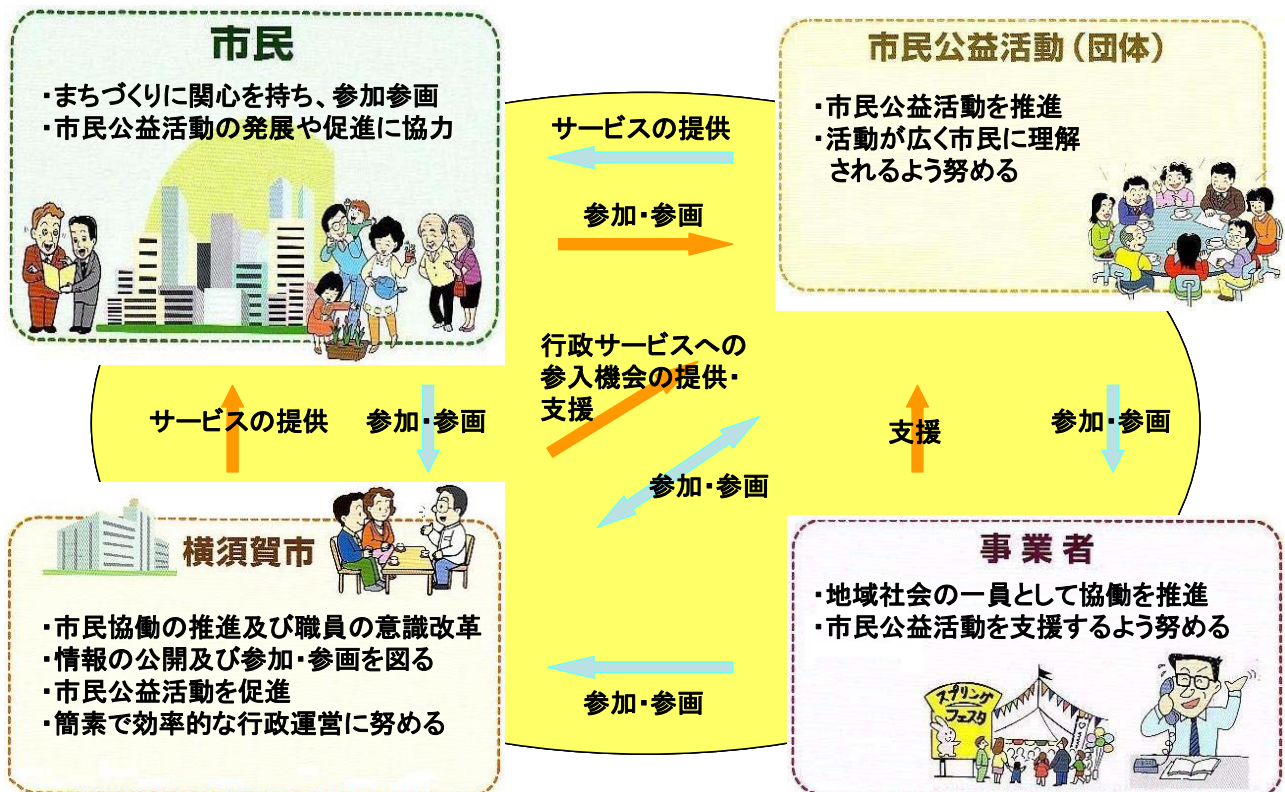
協働の相手方（パートナー）としては、一般的には、組織性のあるNPOや法人格のあるNPO法人の方が、相手方の主体性や責任の所在が明確であり、事業を円滑に行いやすいと言えます。

しかし、解決すべき課題の緊急性などによっては、NPOとしての組織化には至っておらず、個人や個人の集まり（グループ）が、主体性・自主性に基づき、一人ひとりの発意、情熱、使命感等から、極めて先駆的にその課題に取り組んでいることもあります。

そして市としても、そのような個人やグループと協力して課題解決に取り組むことが必要な場合もあると考えられます。

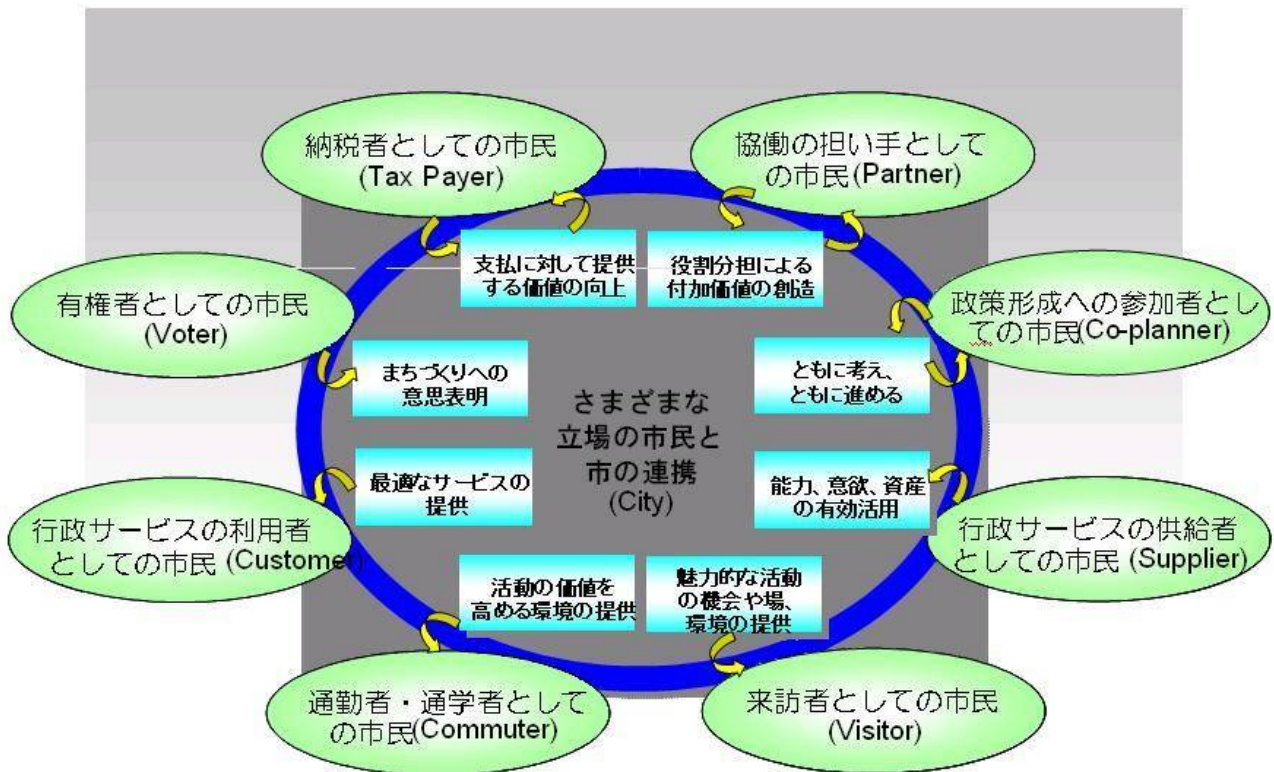
また、市が市民に広くボランティアを呼びかけ、まだ組織されていない個人の集まりと協働することもあります。そして、参加したボランティアが次第に自主的に組織化を進めたり、参加者有志によってNPOが新たに設立されたりして、組織に発展していくこともあります。

このように、課題の性質や市の取り組み方によって、NPOの持つ組織性よりも、活動する個々の主体性・自主性に重点を置いて協働することがあることも考え、協働の相手方として、NPOだけではなく個人更には事業者まで含め、できる限り幅広く捉えることとしているものです。



(市民協働のパートナーとしての「市民」)

市民とは、横須賀市に在住、在勤、在学する人をいい、国籍や年齢を問いません。また、市外の方でもボランティア活動などの市民公益活動を横須賀市内で行う人も含みます。



(市民協働のパートナーとしての「事業者」)

この条例において「事業者」とは、営利を目的とする活動を行う者をいい（第2条第5項）、事業を行う個人のみならず法人を含みます。

◎事業者に期待すること — 市民公益活動団体に対する支援（第6条第2項） —

市民協働推進条例では、事業者に対して、市民公益活動団体がまちづくりに果たす役割の重要性を理解し、自発的に支援するように努めることを期待しています。

確かに事業者（営利事業を行う個人又は法人）は、製品やサービスの供給、雇用の創出、納税によって十分にその社会的責務を果たしています。

しかし、事業者においても、その行動原理を経済活動のみに置くのではなく、現在の社会状況下においては、社会貢献活動にも置くことが求められています。

具体的には市民公益活動に対する理解を深め、場所の提供、人材の提供、備品の貸出し、寄付、融資など、様々な関わり方が考えられます。

しかし、あくまでも自発的に行われることが肝要で、決して強制されるものであってはなりません。

◎緑のチャリティークリック制度

- ・パートナー：横須賀市土木みどり部緑地管理課と事業者と市民

横須賀市には、約244haの緑地保全地区が存在します。

この地区は、豊かな自然環境を有する森林であることから都市緑地保全法に基づいて指定されるとともに、首都圏に残された大切な緑であることから首都圏近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法）にも指定されていますが、そのほとんどが民有地です。

「緑のチャリティークリック」制度は、市民と事業者と市が大切な緑を協働して保全していくために、インターネットのバナー広告を活用して、緑化基金への寄付を募っていかうとするものです。

市民などの利用者がクリックして事業者の広告を見るだけで、協賛事業者が横須賀市（緑化基金）に1クリックにつき10円を寄付するものであり、利用者が自己負担なしで簡単に寄付活動に参加することができます。

◎「安全安心パトロール協定」及び「安全安心ステーション協定」

- ・パートナー：横須賀市企画調整部市民安全課と事業者

横須賀市では、郵便局、タクシー会社、宅配便事業者など市内37の事業者との間で「よこすか安全・安心パトロール協定」を締結しています。

これは業務の関係で市内を巡回している事業者の車両などにステッカーを掲出してもらい、業務中に不審者や犯罪行為、緊急事態を発見した場合などに、警察に通報してもらうものです。

平成19年6月現在、車両3,161台、オートバイ1,431台、徒歩715人の連携体制となっています。

次に、市内特定郵便局（42局）、市内ガソリンスタンド（55店舗）、理容店（185店舗）、電鉄会社（21駅）、地元信用金庫（2行で計39店舗）、コンビニ（2社で計31店舗）等との間で、「よこすか安全・安心ステーション協定」も締結しています。

これは店頭ステッカーを掲出し、子どもや高齢者が危難に遭遇した場合に、安全な場所を提供し、警察への通報、家庭、学校等への連絡をしてもらうものです。

これらは事業者の社会貢献活動の一つであり、多くの経費を掛けずに大変効果を挙げているものと言えるでしょう。

（市民協働のパートナーとしての「市民公益活動団体」）

条例における「市民公益活動団体」とは、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動を行う団体やグループをいいます（第2条第2項及び第3項）。

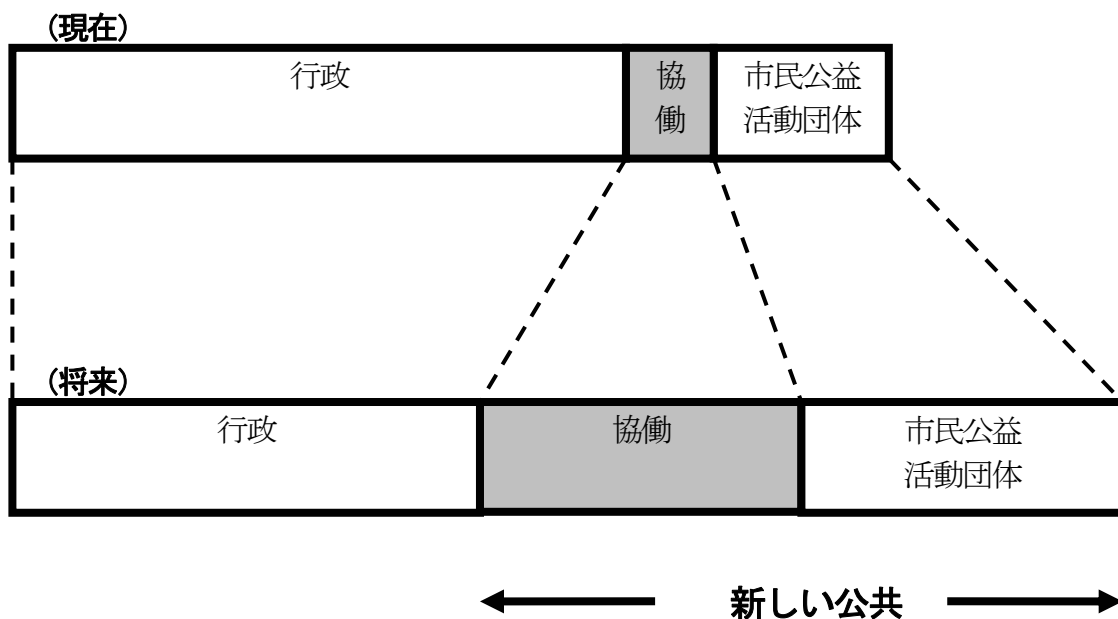
詳しくは、第2章で説明します。

1-7 市民協働のまちづくりは、どのような効果がありますか？

(1) 様々な市民ニーズに柔軟に対応した、きめ細かで多様なサービスを実現できます

市民公益活動団体は、多様性や柔軟性、先駆性、専門性などの特性を生かし、個別的なニーズや新しい社会的課題への対応など多様な公共サービスを提供することができ、新しい公益の担い手として期待されています。

市民公益活動団体と市が協働することによって、行政では対応できなかったきめ細かで柔軟な対応、より市民ニーズに沿った多様な公共サービスの提供、課題解決に向けた有効な取り組みなどが可能となります。



(2) 市民の社会参加、自己実現の機会が広がります

地域には、様々な知識や経験、能力を持った人材が多数生活を営み、生き甲斐や仲間づくりの絶好の機会として市民公益活動に参加する人々が増えています。

市民公益活動や市民協働の推進によって、市民の社会参加や自己実現の機会を広げることができるとともに、市民がサービスを受けるだけの側から自ら社会サービスを生み出す主体になる可能性を増やすことができます。

(3) 市民参加や市民自治が進むようになります

市民公益活動団体と市が協働するためには、お互いの特性と立場を理解し合い、情報を共有し、役割を分担しながら協力し合う関係が不可欠です。市には、情報をわかりやすく市民に提供することにより、市政への関心を高め、市民のまちづくりへの参画意識を高めていくことが求められています。

行政主導の下での形式的な参加ではなく、まちづくりの主体としての市民の参画が自己決定・自己責任の新しい協働社会の土台として極めて重要であり、地方分権は必然的に市民分権・市民自治を進めることとなります。

(4) 行政の効率化と行政体質の改善につながります

自治体を取り巻く社会環境は一段と厳しさを増しており、財政的・人的制約の中であって、行政は市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実施していくことが求められています。

市民協働による事業で、同じ経費でより良い事業やサービスが実現すれば、結果として市が単独で実施する場合と比べて、効率的・効果的に行政運営がなされることにつながります。

また、行政とは異なる価値観や行動原理を持つ市民公益活動団体と協働で事業に取り組むことは、行政の文化や体質を見直すきっかけとなり、組織及び職員個人の意識改革につながります。

将来、行政のあり方そのものが問い直されていくことも考えられます。

(5) まちづくりに携わる市民の絆が強まり、地域社会の総合力を高める

近年、コミュニティ意識の希薄化・形骸化が大きな課題となっています。しかし、頻発する自然災害時においても、地域コミュニティの役割は重要であり、その再生が求められています。

市民協働での事業は、身近な地域社会の課題であり、地域は協働事業のステージ（舞台）となります。

市民が市民公益活動や協働事業を通じて、より良い地域づくりを目指して自発的に地域の課題に関わることで、自治意識や主体的なまちづくりへの参加意識を高めることが出来ます。

また、多くの市民が市民公益活動に参加することにより、地域における自立的・自主的な社会的課題解決能力がより一層高まり、地域社会の活力が増していくことが期待されます。



第2章 市民公益活動団体について

2-1 条例の「市民公益活動団体」とは、どんな団体ですか？

(定義)

条例における「市民公益活動」とは、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいいます（第2条第2項）。

生涯学習や個人の趣味的な活動、構成員相互の利益を目的とした共益的、互助的な活動を含まない概念です。

「市民公益活動団体」とは、市民公益活動（市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動）を行う団体やグループをいいます（第2条第3項）。

(条例において「市民公益活動」という用語を用いた理由)

市民の自主的な参加によって行われる自発的な活動を表す言葉として「市民活動」があります。

「市民活動」は、社会や地域の課題解決を目的とした社会貢献的な活動だけでなく、生涯学習や個人の趣味的な活動、構成員相互の利益を目的とした共益的・互助的な活動も含む概念です。

そこで、条例においては、市が支援する対象としての市民活動を「市民公益活動」の用語で定義することとしています。

(生涯学習や趣味の活動を対象外とした理由)

条例の支援の対象を「市民公益活動」とするのか、生涯学習や趣味の活動まで含めるのかについては、条例検討委員会でも活発な議論がなされました。

確かに市民協働を推進していくためには、対象を広くとらえ、将来的に公益性のある活動へと発展していく可能性があるため、生涯学習や趣味の活動まで条例による支援の対象とするべきであるという考え方もありました。

しかし、生涯学習については、教育委員会において、その推進施策を展開しています。また、趣味的な活動は個人の私的な領域に深く関わるものであり、何が重要であるか、また、何を支援すべきか等について市が関与するべきではないという考え方から、本条例においては、支援の対象としないこととしています。

さらに、同窓会や各種協同組合のように構成員相互の利益を目的とした共益的・互助的な活動にとどまる場合にも行政が関与することは妥当ではないため、本条例においては、支援の対象としないこととしています。

なお、生涯学習や趣味的な活動等を行っている団体は、本条例では支援の対象とはなりません、市民協働を支えるパートナーにはなり得ます。

そこで、支援の対象外となる団体は、市民の範疇で捉えることとしています。

(市民公益活動団体と各種法人との関係)

市民公益活動団体は、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動を行う団体であれば、法人格の有無を問いません。

特定非営利活動法人（NPO法人）は、市民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動

を行う団体ですから、本条例における「市民公益活動団体」に該当します。

これに対して、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人などは、条例における「市民公益活動団体」に該当せず、支援の対象としませんでした。なぜなら、これらは市民（個人）又は事業者（営利を目的とする個人又は法人）の活動のいずれにも該当せず、また、民法その他の法令によって様々な支援制度を設けられていることから、本条例で支援の対象として扱う必要がないと判断したからである。



2-2 「公益性」とは？ 「営利性・非営利性」との関係は？

(定義)

「公益性」とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいいます（第2条第4項）。

「公益」には、「不特定多数の利益」と「国家の利益」という二つの意味があるといわれています。

従来、行政が「公益」という言葉を用いる場合は、専ら「国家の利益」という意味であることが多く、そのため、これまでは何が「公益」であるかは、行政が一元的に判断してきました。

しかし、市民公益活動は多元性を特徴としているため、行政が行っている一元的な「公益」の判断にはそぐわないものです。

このようなことから「公益（性）」とは、不特定多数の者の利益をはじめとする、広く社会全般の利益を意味すると考え、本条項を規定しました。

(支援の対象となる活動の「公益性」の判断の仕方)

公益性の判断は、時代等によって解釈が違いますので、判断が極めて難しいものです。

例えば、地球環境の問題を考えてみても、以前はこの問題を重要視する人は少なく、一部の専門家や活動家などが主張するだけで、周囲からは「変わり者」のように見られていたかも知れません。しかし、今日ではこの問題は人類の存亡に関わる重大事であり、誰もがその重要性を認めるようになりました。

したがって、現時点における「公益性」の判断が必ずしも正しいものとは断言できません。

しかしながら、行政からの財政的支援などを行う場合には、当然に予算上の制約等から一定の助成基準を設け、選考というプロセスを経ることが必要となります。

そこで「公益性」の解釈が恣意的に行われないようにする仕組みが重要となってきます。

本市では、第三者機関として市民協働審議会を設置して、企画提案型の補助制度である市民協働推進補助金の選考に関する判断を尊重するとともに、選考の過程から結果までを広く市民に公表して、その評価を受ける仕組みを設けています。

(「…その他の社会の利益」の意味)

「不特定かつ多数の者の利益」を守るという名目の下に、特定の少数者の不利益になることを行う虞もありえます。

例えば、多くの市民の安心した生活を守るという名目の下に、外国人を排斥するような場合です。これは非常に危険な発想であり、決してあってはならないことなので、「社会の利益」という文言には、このようなことを防止する趣旨も含まれています。

また、特定の少数者の利益が公益に繋がる場合もあります（間接公益）。

例えば、特定難病の人を支える活動であっても、そのような活動が間接的に社会の利益になる場合です。本条の公益性は、このような概念も包含するものです。

(営利活動、宗教活動、政治活動などの取扱い)

条例において、「市民公益活動」から営利活動、宗教活動や政治活動等を主な目的とした活動、特定の候補者等を推薦・支持・反対する活動を除外するのは、市が営利活動や特定の宗教を広める活動や特定の政治主義を広める活動を対象に助成等を行うことが妥当ではないと判断したためです。

「営利性・非営利性」と「有償性・無償性」の違い

営利活動を行うこと自体は、職業選択の自由（第22条第1項）の一環として憲法に保障されているものです。しかし、利益を構成員に分配したり、財産を還元したりするような活動を本条例で支援の対象とすることはふさわしくないという趣旨であり、活動から利益を生み出すことを禁ずるものではありません。

したがって、物品の販売などの対価を得る事業であっても、その事業からの収益を本来の目的である市民公益活動に関わる事業に充当し、構成員に分配しないのであれば、その事業の実施を禁止するものではありません。

◎有償ボランティアって何？（有償ボランティアの活動実態と労働関係法との関係）

市民公益活動団体（特にNPO法人）の構成員には、労働の対価として賃金を受け取る者と受け取らない者がいます。有給の役職員は労働の対価として賃金を受け取り、指揮命令を受けて働くことから市民公益活動団体との間に労働契約関係（雇用関係）が生じ、企業で働く者と同じように労働基準法などの労働関係法が適用されることになります。したがって、最低賃金のクリアや労働保険・社会保険の加入の必要な場合などが生じてきます。一方、ボランティアと市民公益活動団体との間には労働契約関係が生じないことから、労働基準法などは適用されません。

しかし、近年、福祉や介護の分野で、活動に対して経費や謝金といった形で金銭を受け取る有償ボランティアという活動形態が生じ、様々な活動分野に広がり、行政の諸事業でも活用されてきています。

そこで協働との関わりにおいても、有償ボランティアの労働者性を考えておかなければなりません。

有償ボランティアの報酬の支払われ方は、①交通費など活動経費の実費支払いを受ける場合、②活動経費として一定額の支給を受ける場合、③謝礼的な金銭の支給を受ける場合、と大きく3つに分けることができます。中には、時給に換算して1,000円を超えるようなものでも有償ボランティアと称しているケースもありますが、実務においては実質的なサービスへの対価性を否定するために、地域の最低賃金を上回らないように配慮したり、一部を地域通貨で支払ったりする場合があります。

しかし、有償ボランティアへの支給内容からは、その報酬が労働の対価かどうかを直ちに判別することは出来ません。労働者性については、その労働の対価として支払われるものが「賃金」であるか否か、そして「指揮命令」を受けて働くか否かなどから総合的に判断されるべきです。

独立行政法人 労働政策・研修機構の報告書では、労働者性の判断において考慮される事由として、①業務遂行上の指揮監督関係の存否と内容、②報酬の性格と額、③具体的な仕事の依頼、業務指示等に対する許諾の自由の有無、④時間的拘束性及び場所的拘束性の有無や程度、⑤労働提供の代替性の有無、⑥業務用の機器の負担関係、⑦専属性の程度、⑧服務規律の適用の有無、⑨公租などの公的負担関係の9つを挙げ、これらの取り決めが多いほど、労働者性が濃く、雇用労働者に近くなり、労働基準法などが適用される可能性が高くなると整理しています。

有償ボランティアという概念は、労働基準法などの規制を脱法する目的で使われることもあり、結果として行政が市民や市民公益活動団体との協働を「安上がり行政の手段」として扱うことにもなりかねないので、それに対する配慮が必要となります。

2-3 町内会・自治会も条例の「市民公益活動団体」ですか？

町内会・自治会は、冠婚葬祭時の助力、祭や町内運動会等の催しの実施のような会員の利益を目的とした共益的・互助的な活動を行っています。

しかし、他面では、阪神淡路大震災の際に見られるように災害時の相互扶助、回覧版や広報紙等の各戸配布、防犯灯の設置管理、資源回収、緑化など、行政活動を補完、代行、補助する性格の活動まで幅広く行っています。

このように幅広い事業内容、地域住民の90%を超える組織力及び浸透力などから見て、市民公益活動として位置付けています。

◎地域力を有する町内会・自治会との協働

- ・パートナー：横須賀市（事業により各セクション及び行政センター）、町内会・自治会
- ・協働の形態：情報提供、補助など

横須賀市は都市部にありながら、まだ地域コミュニティが残っており、90%を超える地域住民が町内会・自治会に加入しています。地域コミュニティは、連合町内会長連絡協議会を頂点に、26の地区連合町内会、その下に356の町内会・自治会が組織されています。

2000世帯を超える町内会・自治会から10世帯程度の町内会・自治会まで規模は様々ですが、行政と住民との連絡調整を始めとして、広報紙の配布、文化体育的事業、高齢者と若い世代のつどい、清掃美化活動、公園清掃活動、防犯パトロール、自主防災活動など様々な活動を展開しており、本市の市民協働のまちづくりにとって重要なパートナーです。

本市では、今後、本庁地区及び各行政センター毎に、地域の課題を行政と地域住民が一緒になって解決していく「地域協働プラン」を順次策定していきますが、その中で町内会・自治会の持っている地域力は重要な要素となってきます。



第3章 市民参加・参画について

3-1 市民参加・参画の意義

一般的に、「参画」は政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることと定義され、単なる「参加」とは意思決定に関わるかどうかの違いがあると言われています。

イベントの協力や提案等、部分的・一時的な関わりを「参加」とすれば、「参画」とは計画等の決定プロセスから実施・運営までの一連の活動に関わることと言えるでしょう。

但し、最近制定されている自治基本条例等では「参加」と「参画」をほぼ同じ意味で使っていることも多いようです。

これに対して、「協働」とは市民等と自治体（行政）がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵と責任においてまちづくりに取り組むことなどと定義されます。

参加や参画の度合いが強まるほど、まちづくりに対する市民の責任の度合いも増してくるため、必然的に地域社会のために、市民や市民公益活動団体（NPO法人を含む。以下、同じ）等が役割分担してまちづくりを行っていく協働の重要性が増すこととなります。

また、市民の積極的な行政への参加・参画は、市民と行政の距離を縮め、施策に市民の意見を反映することにとどまらず、地域社会の公共的課題の情報を共有し、解決への視点を養うことにもなります。

そして、市民は単に行政に要望するのではなく、自らも主体的に問題解決に向けた取り組みを実践するべく、市民公益活動への参加・参画につながっていくことが期待されます。

3-2 市民参加・参画のメリット

まず、市民側のメリットとしては、①行政活動に市民の意見が反映できること、②行政活動の企画立案から実施・評価に至るまで、市民が様々な形で参加できることが挙げられます。

次に、行政側のメリットとしては、①まちづくりへの市民の関心が高まることと、②行政の公正性・透明性の確保、説明責任の向上が図られ、行政の体質が改善されることが挙げられます。



3-3 市民参加・参画の手続きの選択

市民参加・参画の手続き	施策の内容
<p style="text-align: center;">審議会等</p>	<p>市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会などをいいます。</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>施策の内容が学識経験者等専門的な意見も含め、様々な立場からの意見を包括的に検討、調整、審議、審査などを行う必要がある場合に有効な手法です。</p> <p>* 審議会等の委員として積極的に公募市民を入れていくことが望ましいです。 * 委員の固定化を防ぐためにも、委員が特定の人に偏ることがないようにし、任期も制限することによって、入れ替えを図っていくことも大切です。</p>
<p style="text-align: center;">パブリックコメント</p>	<p>政策等の策定途中でその計画などの素案を公表し、それに対して市民が意見、課題、問題点、情報を提出し、提出された意見等を考慮して政策等を決定していく一連の参加手続きをいいます。</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>①全市民に関わることで、様々な意見の提出を予想できる場合 ②審議会等の実施やその他の市民参加の手続きを経ても、更に幅広く市民からの意見を聴き、検討に生かす必要がある場合 ③緊急に全市民に関わる重要な事案の検討を行わなければならないような場合に有効な手法です。</p>
<p style="text-align: center;">説明会 (事前・事中・事後)</p>	<p>施策の策定途中、又は施策の策定後実施する以前に市民に説明を行い、理解を求める参加の手法をいいます。</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>①施策の策定事前において、策定方針等について説明が必要な場合 ②施策の策定事中において、市民の意見を取り入れるため説明が必要な場合 ③施策の策定事後において、施策を実施する前に、市民に説明が必要な場合に有効な手法です。</p>
<p style="text-align: center;">市民フォーラム</p>	<p>施策の策定において議題を提案し、一つの議題を中心にして参加者がその可否について意見を交換し、討論を行う参加の手法をいいます。</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>施策の策定途中において、市民が十分な議論を行う場を提供し、その意見を聴く場合に有効な手法です。</p>
<p style="text-align: center;">シンポジウム</p>	<p>施策の策定において議題を提案し、報告者、専門家等が意見を出し合い、参加者が討論を行う参加の手法をいいます。</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>施策の策定において、専門家や報告者等が説明を行い、市民が十分に施策を理解し、その意見を聴く場合に有効な手法です。</p>

<p>ワークショップ</p>	<p>施策の策定において、早い時期から市民同士や市民と行政が自由な作業や議論を行うことを通して合意形成を図る参加の手法をいいます。</p>
<p>出前トーク</p>	<p>施策の策定などにおいて、市民同士や市民と行政がまちづくりや特定の公益性のあるテーマについて、意見を出し合ったり、議論を行ったりすることを通して、政策や施策に反映させていく手法をいいます。</p> <p>*最近、まちづくり出前トークの使われ方として、無料の講師派遣制度のような形態が多く見られます。</p> <p>市民に制度の説明を行い、理解を得ていくことも大切ですが、横須賀市のまちづくり出前トークは、市民との話し合いを通して、政策や施策づくり、更には業務改善などに繋がっていくことを意図しているものですから、そのような出前トークを行うように心掛けてください。</p>
<p>まちづくり 市民アンケート</p>	<p>本市の基本計画に示された政策・施策によって、市民生活にどのような効果がもたらされたか、市内の状況がどのように変化したかを数値として結果を把握、評価する仕組みの一つです。</p> <p>↑ (市民アンケート) 市内在住15歳以上の市民2,000人を対象に実施。 無作為方式(男女比・年齢構成比・センターと町目は勘案している) 返送率は43～48%程度</p>
<p>市長への手紙 (ふれあいメール)</p>	<p>市民の声を政策や施策に反映させていく提案制度です。</p>
<p>インターネット上の 電子会議室の設置</p>	<p>施策の策定などにおいて、市民同士や市民と行政がまちづくりや特定の公益性のあるテーマについて、インターネット上で意見を出し合ったり、議論を行ったりすることを通して、政策や施策に反映させていく手法をいいます。</p> <p>↑ 勤労者、学生、子育て中の方、障害者など、時間的制約などにより、今までまちづくりに参加・参画できなかった市民にも参加の機会を拡充することが出来ます。</p> <p>但し、テーマにはある程度の旬があり、比較的短期間(長くても6ヶ月程度)でテーマの追加や入れ替えを行うとともに、テーマ毎の電子会議室の設置者が随時対応しないと、急速に参加者が減少し、逆に掲示板荒らしなどからの投稿が増えることがあります。</p>

第4章 協働事業の進め方について

4-1 協働を進める際のルールは何ですか？（協働の基本原則）

協働を進める際には、市と協働のパートナーが次の点について、お互いに理解している必要があります。

（1）相互理解に努めましょう

お互いの立場や特性（長所や短所）を理解し尊重し合いましょう。

相互理解を進めるためには、日頃から自由に意見交換や情報交換ができる関係づくりを心掛けることが大切です。

市民公益活動団体は、行政の活動を支援したり、行政と協働したりすることを目的とした団体ではありません。

多くの団体はそれぞれのミッション（使命）を持ち、独自の価値観に基づいて自主的・自立的に活動しています。

行政と必ずしも考え方が同じでなくとも、相手の特性を理解し活かすことができれば、事業内容や協力の仕方によって協働関係を築くことは可能です。

特定の市民公益活動団体に対するアレルギーを持つことなく、目的を達成するために何をすべきかを考えることが大切です。

（2）自主性・自立性を尊重し、対等な立場で協力しましょう

パートナーの活動が自主的かつ自己責任の下で行われていることを理解し、その主体性を尊重しつつ、互いに対等な関係のもとでパートナーシップを築くことが求められます。

また、どちらかに依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つように心掛けましょう。

対等な関係とは、協働事業を行う際に、すべて平等に役割（仕事）を担うということではありません。

協働による効果を最大限に高めるには、互いの特性を十分に活かし、相乗効果を発揮することが重要です。そのためには、自由に意見を交換し、お互いに納得して事業を進める関係を築くことが必要です。

（3）目的を共有しましょう

パートナーと協働を行うためには、協働事業の目的が一致していることが前提です。何のために協働するのかという「目的」を明確にし、いつまでにどれだけの成果を挙げるのかという「目標」

も共有するようにしましょう。

協働すること自体は目的ではなく、両者のやりたいことが合致した場合に、その共通の目的を実現するための手段にすぎません。

協議した結果、共通の目的が見出せない、実施手法等が合意できない場合は無理に行う必要はありません。もちろん、協働相手の特性を活かしてより高い効果が期待できる場合には積極的に協働することが必要です。

(4) 情報公開に努めましょう

協働の過程や結果についての情報を積極的に公開し、市民の皆さんの理解を得るように努めましょう。

また、公平性及び透明性を確保し説明責任を遂行する必要があります。

市民公益活動団体と市が協働するためには、お互いの特性と立場を理解し合い、情報を共有し、役割を分担しながら協力し合う関係が不可欠です。

そのために行政には、情報をわかりやすく市民に提供することにより、市政への関心を高め、市民のまちづくりへの参画意識を高めていくことが求められています。

(5) 役割分担を行い、お互いの責任を明確にしましょう。

役割分担と責任を事前に協議し、できるだけ文書化し明確にしておきましょう。

実際の協働事業はそれぞれ抱えている問題が様々です。

実施にあたって、それぞれの事業に応じた方法が取られることとなりますが、協働相手との関係においては(1)から(3)までを、事業全体に渡っては(4)と(5)を念頭において進めることが必要です。



4-2 協働事業をどのように進めますか？（協働事業の流れ）

STEP 1 協働事業の検討 ⇒ 協働に適した事業とは？（P. 29参照）

- ・当該事業の目的や効果の検討を行います。
- ・協働に適した事業ですか。
- ・市民ニーズが高いですか。
- ・市が関与すべき事業ですか。
- ・単独で行うより協働による相乗効果が期待できますか。
（市民サービスの向上、市民参画、事業の効率化など）
- ・市民公益活動団体の特性が活かされますか。
- ・パートナーが見込めますか。
- ・新規事業だけでなく、既存の事業に協働の手法を取り入れられないですか。

STEP 2 形態の選択 ⇒ 協働の形態とは？（P. 32参照）

- ・その事業に適した形態を選択します。
- ・複数のパートナーと異なった形態で組むことも可能です。

STEP 3 パートナーの選択 ⇒ パートナーを選ぶには？（P. 34参照）

- ・事業の遂行能力、組織運営の健全性、公開性、事務局の組織体制などを総合的に勘案します。
- ・公平・公正な選定手続とプロセスの公開に努めてください。

STEP 4 協働事業の実施

- ・役割分担、成果・責任の所在などを明確にしましょう。
- ・協定・契約等を締結します。基本原則の確認を行いましょう。
- ・既存の考え方に捉われないで柔軟な対応に心掛けましょう。
- ・適宜、報告、現地調査、意見交換を行いましょう。

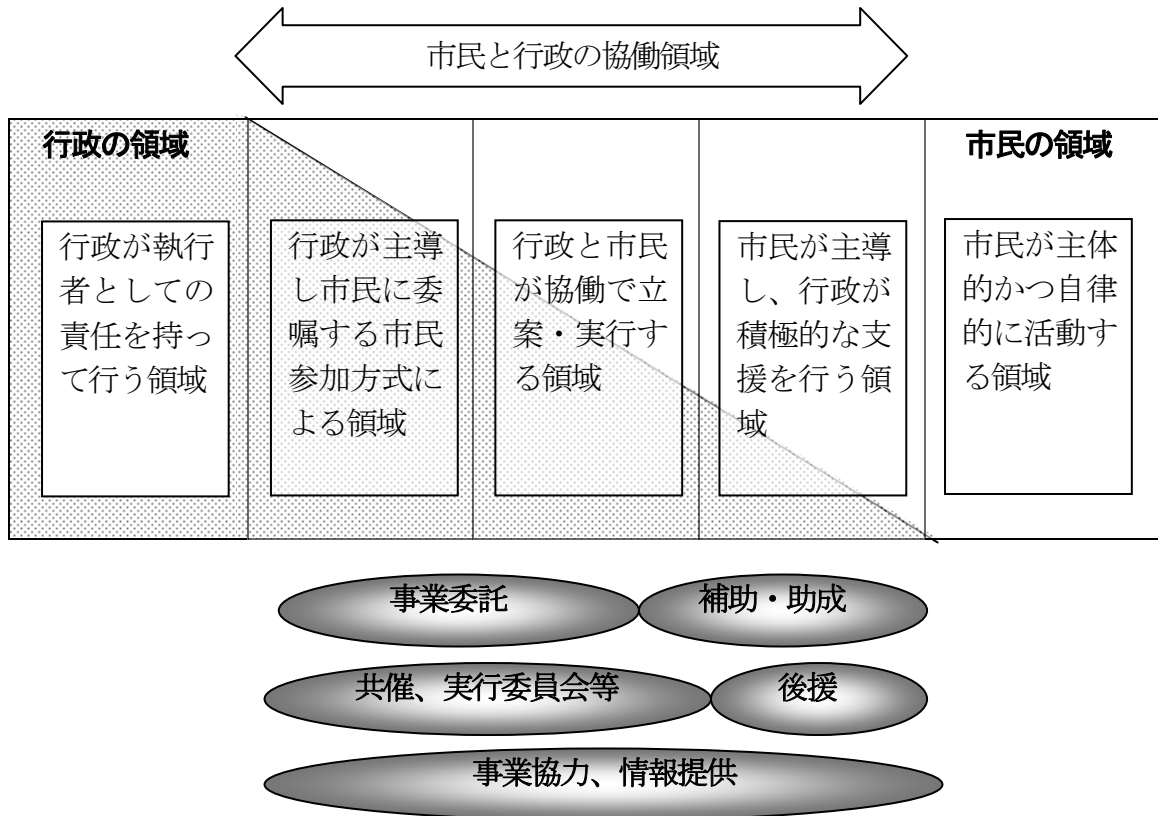
STEP 5 協働事業の評価 ⇒ 協働事業の評価について（5章）

- ・評価対象は、事業の成果とプロセスです。
- ・協働当事者（+受益者）による評価をしましょう。
- ・次の事業実施への反映をしましょう（見直し、場合によっては廃止）。

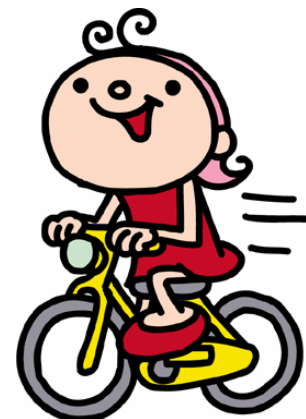
4-3 協働に適した活動領域は？

市民や市民公益活動団体、事業者などが行っている取り組みには、広い社会性や公共性を持つものがあり、行政が行っている施策や事業と目的や対象が一致する領域があります。

このようにお互いに重なり合う部分が協働の可能性のある領域となります。



上に協働の領域とそれに対応した協働の形態の関係を示しています。上記のように重なり合う部分を協働で実施できるかどうか検証してみましょう。



4-4 すべての事業を協働しなければならないのですか？（協働に適した事業）

すべての事業を市民との協働で実施しなければならないのではありません。行政が責任を持って直接実施すべき事業も数多くあります。

しかし、行政の事業の中には、協働することにより高い効果が期待できるものがあります。まずはそのような事業から協働手法を取り入れてみましょう。

協働に適した事業とは、行政と協働を行うパートナーがそれぞれの知識や技術、経験などを持ち寄って、効果的・効率的に実施することにより、市民参加及び市民サービスの質と量が向上する事業です。一般に、協働事業に相応しい事業の特性として次のようなことが考えられます。

（1）高い専門性や先駆性が求められる事業

NPO等では、深い知識や豊かなノウハウを蓄積している団体もあり、その専門性や先駆性を活かして、施策に反映したり、行政が取り組んだことのない事業に協働して取り組んだりして効果をあげることができます。

（例として：専門的課題の相談対応事業、情報提供、政策提案、調査研究など）

◎よこすかマンション管理組合ネットワークとの協働事例

- ・パートナー：横須賀市都市部住宅政策課、（特非）よこすかマンション管理組合ネットワーク
- ・協働の形態：業務委託

横須賀を中心とする三浦半島エリア（横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町）には、平成18年12月末現在、480のマンションがあり、戸数では35,022戸となっています。戸建を含めた全戸数に占める割合は16.6%となり、この数字は今後も益々増加するものと思われます。年々、新しいマンションが誕生する一方で、建築後20年以上の高経年マンションが多く見られるようになり、その数は全体のおよそ三分之一を占めています。そして全国的な傾向ですが、単に建物の老朽化だけではなく、そこに住む人たちの高年齢化が顕著に現れています。

高経年マンションでは建物や設備の劣化の進行により管理コストが上昇していくのが一般的な傾向です。これに対して、組合員の高齢化は相対的に管理費や修繕積立金等の負担能力の低下という事態に直面するようになってきています。

そこで横須賀市では、適正なマンション形成と市民生活の向上に寄与することを目的として、市内マンション管理組合の管理運営や建物施設の保全などのために、情報提供と支援を行っている、よこすかマンション管理組合ネットワークと以下のような協働事業を展開しています。

（よこすかマンション管理組合ネットワークの事業）

- ①マンションの適正な管理運営のための相談指導（横須賀市住宅政策課の平成19年度委託事業）
- ②マンションの建物、管理組合等の調査の実施と協力
 - ・分譲マンション実態調査の現地調査を担当（横須賀市住宅政策課の平成15年度委託事業）
 - ・マンション管理組合意識調査（横須賀市住宅政策課の平成16年度委託事業）
- ③セミナー、見学会等の実施と協力
 - ・新任管理組合役員研修（横須賀市住宅政策課の平成19年度委託事業）
 - ・マンション講演会（横須賀市住宅政策課の平成18年度委託事業）
 - ・マンション管理のトラブル事例集作成（横須賀市住宅政策課の平成18年度委託事業）

(2) 地域の実情に合わせる必要がある事業

市民公益活動団体は、地域社会の課題を自ら解決するために活動しています。

特に地域密着型の活動を行う団体は、地域特性を熟知しており、その地域に対して行政が実施する事業で協働したり、自主的な取り組みを行政が後押ししたりすることで相乗効果が期待できます。(例として：まちかど里親制度、地域の美化活動など)

◎行政センターにおける市民協働事業（今後は「地域協働プラン」の策定及び展開）

- ・パートナー：各行政センター、公募市民など
- ・協働の形態：事業への市民参加・参画

横須賀市では、現在、地域の課題とその解決策について、市民と行政の役割分担や実施時期の目標を含めて盛り込んだ「地域協働プラン」を策定し、地域のまちづくりは単に行政に要望すれば足りるという考え方から、市民と行政と一緒に考え、相互に役割を担いながら行動していくという考え方への転換を図っています。

(3) 当事者性を発揮して、市民が主体的に参加することが求められる事業

市民公益活動に携わる市民は、その課題に関する実体験が活動の動機になっている人も多く、他人事ではなく自分のこととして捉えて行動します。

こうした当事者性に支えられて優れた現場感覚が発揮され、協働事業の効果が高まることが期待されます。

(例として：高齢者支援事業、子育てサポート事業、防犯パトロールなど)

◎防犯対策の一つとして、防犯パトロール団体との協働事例

- ・パートナー：横須賀市企画調整部市民安全課、各小学校、地元警察署、町内会・自治会など
- ・協働の形態：事業協力（防犯パトロール団体に対する防犯パトロールグッズの貸与、防犯リーダー養成研修、情報提供など）

横須賀市では、市民が主体となって組織している防犯パトロール団体を支援するため、防犯パトロールに必要なグッズを貸与したり、地域の防犯パトロール団体のリーダーとなる人材の養成研修等を行っています。

市内には多数の防犯パトロール団体が組織化され、活発に活動しています。

(4) 市民の豊かな発想を活かした、多くの市民の参加が求められる事業

イベントの共催など、市民の創造的エネルギーによって活性化する事業や、多くの市民が参加してその意義を体験してもらいたい事業は、企画段階から市民協働で取り組むことが重要です。市民公益活動団体と行政の双方のネットワークを活かして、広く参加を呼びかけることもできます。

(例として：のたろんフェア、産業まつりなど)

◎よこすかイベントお助け隊との協働

- ・パートナー：横須賀市市民部市民生活課ほか、よこすかイベントお助け隊
- ・協働の形態：実行委員会（企画提案型市民協働モデル事業）

横須賀市では、YOKOSUKA イベントお助け隊（複数のパフォーマンス団体のネットワーク）と協働して、各地の観光協会や商店街のイベントをパフォーマンスで盛り上げるようなモデル事業を実施しています。

（５）多様なニーズに対応できるきめ細やかで柔軟な対応が求められる事業

行政は、公平性を強く求められるため、提供するサービスが画一的になりがちであり、最近の複雑多様化した市民ニーズに十分対応しにくい面があります。

市民公益活動団体と協働することにより、個別ニーズや地域特性に対応した事業を柔軟かつ迅速に実施できる場合があります。

（例として：

◎子育てヘルパー派遣事業

- ・パートナー：横須賀市子育て支援課、（特非）キッズポケット、たすけあい横須賀
- ・協働の形態：業務委託

横須賀市では、市民公益活動団体に業務委託という協働の形態で連携し、出産後の母親が体力を回復するまでの間、家事・育児の支援を必要とする家庭に、家事・保育経験のある「子育て支援ヘルパー」を派遣し、安心して日常生活を営むことが出来るよう、また育児に積極的に係われるよう援助しています。

以前は、三世帯同居が普通でしたが、都市化の進展や核家族化の進展に伴い、市民ニーズとして徐々に大きくなってきた「新しい公共」の領域の事業といえるでしょう。

（６）状況に応じて迅速な対応や機敏性が求められる事業

災害時など、行政だけでは十分対応しきれない初動段階での迅速で機敏な対応が可能になります。

（例として：災害救援ボランティア事業など）

◎災害時ボランティアセンターコーディネーター養成研修

- ・パートナー：横須賀市、よこすかボランティアセンター、横須賀災害ボランティアネットワーク
- ・協働の形態：実行委員会（企画提案型市民協働モデル事業）

横須賀市では、平成 18 年度から平成 20 年度の三か年を掛けて、よこすかボランティアセンターに設置される災害時ボランティアセンターで活動する災害時ボランティアコーディネーターの養成研修を実施しています。

4-5 協働には、どのような形態があるのですか？（協働の形態の選択）

協働事業を進めていく際には、事業目的を実現するために最も効率的で効果的な形態を選択する必要があります。事業目的やプロセス、パートナーの特性に合わせて適切な形態を選択するようにしましょう。

代表的な協働の形態には、次のようなものがあります。

形 態	内 容	効 果
共催	市とパートナーが共に主催者となって事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・企画段階からの協働が可能になる。 ・パートナーの豊かな発想とネットワークが生かされ、広く市民参加を呼びかけることができる。 ・市とパートナーとの相互理解が深まり、信頼関係が醸成されやすい。
実行委員会 ・ 協議会など	市とパートナーが新たな組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・企画段階からの協働が可能になる。 ・パートナーの豊かな発想とネットワークが活かされ、広く市民参加を呼びかけることができる。 ・相互理解が深まり、信頼関係が醸成されやすい。
事業協力	行政とパートナーがお互いの特性を活かし、一定期間継続的に協力しながら事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの特性を活かして、より効果的な事業を行うことができる。 ・パートナーとの継続的な協力関係が構築できる。
情報交換 ・ 情報提供	行政とパートナーがそれぞれ持つ情報を提供し合い、活用しあう形態。 (ワークショップ、フォーラム、講師派遣等)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な情報を得ることができる。地域の課題や市民ニーズを的確に把握できる。 ・政策提案機能が発揮され、協働事業の提案につながる。 ・パートナーの専門性・先駆性を市の施策や事業に活かすことができる。
広報等の支援	広報紙への記事の掲載、公共施設へのチラシなどの配布に協力する。	
公共施設の 先行予約	公共施設の予約に際して、先行して予約できるように協力する。	
後援	パートナーが実施する事業の公益性を認め、市が名義後援など社会的信頼性を増すように支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が後援することにより事業に対する社会的信頼が高まり、市民の理解や関心が促進される。

(3) その他

(前ページの形態をとる中で、委託や補助という形で協働事業を実施する場合があります)

委託	市が責任を持って担うべき事業を優れた特性を持つパートナーと契約して委ねることで、より効果的に実施する。 事業の最終的な責任と成果は市に帰属する。	・パートナーの特性や能力が発揮されることで、市にはない創造性や先駆性が期待でき、市民ニーズにあったきめ細やかなサービスの提供が可能となる。 ・新たな課題に対して、柔軟で創造的な取り組みができる。
補助	パートナーが行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現する。 事業の実施主体は補助を受ける団体であり、事業の成果や最終的な責任も団体側に帰属する。	・行政が取り組みにくい事業を支援することで、多様な市民サービスが可能となる。 ・市民公益活動の可能性が広がる。 ・事業の実施主体であるパートナーの自主性・自立性が尊重される。

市民公益活動団体と行政との協働は、言い換えると「税金を使った行政の仕事」と「税金を使わない民間の活動」との連携です。

したがって、行政の実施する事業を市民公益活動団体に委託するという事は、税金を使った行政の仕事の範囲における連携であり、協働の形態の一つではあっても、それが基本形ではありません。

また、協働は自立したもの同士の間こそ成り立つ関係です。
補助金の支出なども、長期的な視点で見ると「もたれ合い」の関係を助長してしまうことがあるので、特に継続的な補助制度については、年数を制限するなどの見直しも必要です。

◎協働領域の見極め

行政から市民公益活動団体への助成や業務委託は、社会的に有益な活動を安定的に展開していくために、有効な支援方法の一つです。

しかし、団体側が行政からの助成や委託事業だけに頼ってしまうと、市民公益活動団体としての独自性が出にくく、また、自分たちで新しい課題を見出して事業を行おうとする自主性・自発性がなくなるなど、市民公益活動が持っている良さが失われてしまい、望ましくありません。

行政側も協働の前提条件ともいえる「参加・参画」を十分に進めることなく、あるいは積極的な行財政改革を行ったりすることなく、「協働」を理由に市民を「安上がり行政の手段」として利用している嫌いもあります。

更に市民側にも「行政にやらされている」という意識が強く残ってしまいます。そこで、まず、行おうとしている事業が上記の「補完性の原則」から考えて、市民や市民公益活動団体の独自領域か、行政（自治体）の独自領域か、その狭間の共通領域かを見極める必要があります。

次に共通領域と考えるものに、行政と市民公益活動団体との間で協働が成立するためには、①非営利・公益活動の分野であること、②共通の課題領域であること、③目的意識を共有すること、④自立・自己を確立すること、⑤相手の特性を認識し、尊重しあうこと、⑥相互に対等の関係にあること、⑦協力・協調して活動すること、等の要件を満たすことが必要となるので、実施に際してはこれらを検証しなければなりません。

4-6 協働のパートナーを決めるには？（協働相手の選定）

例えば、企画段階からの協働の場合、市民が実施する事業に市が参加する場合、市が概要を決めパートナーが参加を呼びかける場合など、協働の経緯や領域の違いによって協働相手を選定するための基準や方法は違ってきます。

協働相手の選定においては、選定基準を明確にするとともに、パートナーの特性を生かすことができる選定方法を選ぶ必要があります。

（1）選定基準や選定方法の明確化

公平かつ公正な選定を行うために、選定基準や方法についてはもちろん、協働事業の内容についても市民に公開するなど、常に情報公開を行い、透明性を確保することが大切です。

◆選定基準

団体に関する基準（例）

事業遂行能力があるか	<ul style="list-style-type: none"> 過去の活動実績があるか。 申請書類等の作成能力があるか。 提案書などから見て、企画力があるか。 継続的な事業が実施可能な人員配置があるか。 協働事業終了後も安定的で継続的な活動が可能か。 当該協働事業の計画、予算、人的配置は妥当か。
健全で開かれた運営をしているか	<ul style="list-style-type: none"> 適切な内容の事業計画や事業報告を作成し、構成員で共有しているか。 法令に違反していないか。（税金などの滞納）
事業の目的を共有できるか	<ul style="list-style-type: none"> 団体の目的が協働事業の目的と整合しているか。 話し合いの上、団体の事業目的と成果目標を共有できるか。

事業内容に関する基準（例）

協働による効果	<ul style="list-style-type: none"> 団体の特性が活かされるか。 行政が単独で行うより効果があるか。
事業目的との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 事業目的や趣旨と事業企画が整合しているか。 行政が協働して行うのに相応しい内容か。
企画自体の実現性	<ul style="list-style-type: none"> 予算、実施方法、人的資源、専門性などから判断して実現可能な企画となっているか。

◆選考方法

選定手続には、公平・公正性、透明性の確保が必要とされます。協働事業では、パートナーの特性を生かすために専門性、創造性など価格以外の要素を十分考慮できる選定方法を採用することが望まれます。また、その選定方法を採用する理由と、選定結果について、説明責任が求められます。

委託契約の場合、入札価格を重視する競争入札や見積もり合わせ（予定価格が一定額以下の場合）ではなく、特命や企画提案方式の随意契約が適当と考えられます。

随意契約	特命（1社随契）	価格競争に寄らずに、特定の非営利公益市民活動団体を選定する方法。専門性・先駆性などの事情により、その事業を実施できる団体が1つしかないこと等の明確な理由が必要となる。
	企画提案方式	事業を実施できる市民公益活動団体が複数あるが、価格による競争になじまない場合は、あらかじめ事業を効果的に実施する企画案を公募し、企画内容や事業遂行能力を審査して決定する。

（2）パートナーとなる団体の概要を知る

パートナーは、財務・組織規模もさまざま、事業遂行能力、活動実績、運行状況など多種多様です。選定する際には、多くの団体から活動実績や財務状況などの情報を入手し、事業遂行能力などを見極める必要があります。

◆パートナーを見つける方法

①日頃から情報収集に努めましょう。

- ・町内会・自治会などの地縁団体や市民活動団体などのHPやチラシ等から情報収集を行ったり、団体の企画、運営する行事に参加したりするなどして、その団体が持つ特性や能力を情報として蓄積しましょう。
- ・既に協働事業を実施している担当課の情報を把握しましょう。

②他の組織などを利用しましょう。

- ・市民生活課市民協働推進担当に相談しましょう。
（市内のNPO法人の情報、市民協働推進条例第10条による登録団体の情報、他都市の情報）
- ・市民活動サポートセンターを利用しましょう。
（市民活動サポートセンターのデータベースに登録している団体の情報）
- ・社協ボランティアセンターを利用しましょう。
（市内のボランティア団体の情報）

（3）依存や既得権化を避けましょう

過去に実績のあった団体と継続して協働を進めがちですが、依存関係や既得権化につながることもあり、パートナーを含めた事業の見直しを絶えず行うことが必要です。

そのためには、事業目的や目標、役割分担、期間などを明確にし、パートナーと事前に確認しておくようにしましょう。

また、広報を積極的に活用し、公募や企画提案の機会を提供することも重要です。

4-7 協働提案を募集する方式は？

現在は、市が何らかの事業を行う場合に協働の手法を取り入れたり（事業として展開する中でパートナーを選び共同作業を行っていく）、市民側から行政に対して個別に提案を行ったりしていますが、市民協働の機会をもっと広めるためには、行政側からの提案やニーズと、市民側からの提案やニーズを上手にマッチングさせる場を設ける必要があります。

(1) 市側から協働事業の提案を募集する方法（テーマを設定して行う場合）

市民協働推進担当で実施している「企画提案型市民協働モデル事業（横須賀コンパクト）」は、テーマを設けて市民公益活動団体からの提案を実現させるための制度です。

市内に存在する様々な問題や課題に対して、先駆性、機敏性、専門性、地域性、広域連帯性などの市民公益活動団体の特性を活かしながら解決するような企画を広く市民公益活動団体から募集します。選考された事業については、市民公益活動団体と市が実施にあたっての基本的なスタンスや役割分担などを明らかにした協定を締結して事業を実施します。

◎まちづくり市民アンケートから市民協働事業へ

～「安全と風紀を守る市民協働事業」実行委員会～

「まちづくり市民アンケート」においては、「犯罪による治安の悪化」や「風紀の乱れ」ということが、市民が以前よりも悪くなっていると感じていることの毎年上位となっていました。

しかし、平成16年当時、治安の維持や風紀の取り締まりは県ないしは警察の仕事であり、市役所の仕事の部分は非常に少ないというのが横須賀市のスタンスで、担当セクションもない状況でした。

このような中で市民協働審議会が、市民アンケートで毎年上位に位置付けられるもので市民協働によって解決できるものはないかと考え、「安全や風紀を守るような市民協働企画」というテーマで企画提案型市民協働モデル事業の提案を募集しました。

その結果、日本ガーディアンエンジェルス神奈川支部が「地域と共に、Crime Reduction!」、ハイランド自治会連合協議会が「地域防犯」という提案を行ってきました。提案内容を精査する過程で、互いに連携することによって相乗効果の期待できる企画であると考え、市民協働モデル事業として共同採用することとなりました。事務局と提案団体との間で協議を進める中で、中心市街地のモデル事業、住宅地のモデル事業、学校で子供たちを巡るモデル事業の3つが浮かび上がりました。それらを具体的に実施するため、PTA協議会、ユースネットという青少年育成団体、横須賀TMO防犯分科会なども加えて、わんわんパトロールや学童見守り隊などの地域防犯活動や防犯グッズなどを紹介する防犯フォーラムを開催したり、先進事例として新しく立ち上がった防犯パトロール隊の研修を受け入れたりすることをモデル事業として展開することになりました。

こうした動きに呼応して、横須賀市も平成17年度に市民安全課という防犯担当セクションを新たに設置し、市民活動と連携できる体制にまで変わってきました。これは市民公益活動を促すことに併せて行政も変化してきている例と言えるでしょう。

4-8 協働事業の提案があった場合は？

(1) 市民側から事業担当課に対して提案があった場合

新たな課題への対応や既存の事業について、町内会・自治会などの地縁組織や市民活動団体などから、「このような事業を協働で行いたい」とか「協働で行うことにより効果的・効率的に実施できる」というような提案が各課へ寄せられることがあります。

このような提案の中には、新たな視点や発想に基づき地域の課題を解決できるものもあり、十分に内容の検討を行ったうえで、積極的に提案を取り入れ実現していくことが必要です。

また、提案の中には、その内容が複数の所管にまたがるものもあります。そのような場合には、それぞれの部課が連携して対応するのが理想ですが、市民協働推進担当にご相談いただければ、窓口となって全庁的な視点に立ってコーディネートすることも可能です。

◆協働提案についての検討の流れ（例）

提案内容の公益性	<ul style="list-style-type: none">・公益性が認められますか。・必要度、優先度が高いですか。
市の関与の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・国、県又は民間で実施すべき事業ではないですか。
市の方針・計画との整合性	<ul style="list-style-type: none">・市の総合計画や各種の計画・方針に合致して、その達成に寄与する事業ですか。
協働の必要性和効果への期待	<ul style="list-style-type: none">・市と協働しないとできない事業ですか。・市と協働することにより協働の相乗効果が期待できますか。
必要な資源の確保	<ul style="list-style-type: none">・協働するために必要な資源（人・モノ・予算・情報など）を協力して準備できますか。
準備期間の確保	<ul style="list-style-type: none">・協働事業を進めるための検討・協議、周知広報等の時間的余裕がありますか。
協働相手の信頼性	<ul style="list-style-type: none">・提案した団体が、その事業の協働パートナーとして適切で、信頼関係が醸成できますか。
事業計画の作成	<ul style="list-style-type: none">・事業の内容、進め方、役割分担などについて協議して計画書を作成し、事業を実施するか決定します。



4-9 協働事業を実施するときの留意点は？

(1) 協働の基本原則を徹底しよう

協働の基本原則を念頭に事業を進めましょう。(P. 25参照)

- ☞1)相互理解、2) 自主性・自立性を尊重し対等な立場で協力、
3) 目的の共有、4) 情報公開、5) 役割分担・責任の明確化

(2) 協働プロセスの共有と進行管理に気をつけよう

協働事業をスムーズに進めるためには、市民公益活動団体が「いつ、どのようにすれば事業に参加できるのか」について、事前に知り、準備を行うだけの時間が必要です。

このため、協働事業の実施にあたっては、公募期間や協議期間の設定に配慮する必要があります。

また、行政の持つ課題や施策について十分な理解を得ることも、効果的な協働関係を築くためには不可欠です。

特に事業委託の場合は「丸投げ」とならないように、相手先の自主性・自立性を尊重しながら連携を密にして進行管理を行うことで、協働事業の効果を高めるとともに、不測の事態の発生防止につながります。

また、事業実施後の評価のためにも、互いに何でも率直に話し合える関係づくりに努めましょう。

(3) 「金」を出したら、「口」も出そう

「金を出しても、口は出さない」ことが、市民公益活動団体にとって良いことだという誤解が一部にあります。

もちろん市民公益活動を行政の下請けにおくような扱いは間違っていますが、公金を支出する以上、市はそれが適切に使われるように最善の注意を払い、その結果について納税者・主権者である市民全員に説明する責任があります。

特に事業委託の場合は、行政からの指示事項と、市民公益活動団体の自主性や創意工夫に任せる部分について、契約の中で明確にしておくことが大切です。

(4) 協働事業の評価にあたっては、受益者の評価を重視しよう

協働は、市とパートナーの二者だけの関係ではありません。当然、共通の目的に沿ったサービスの受益者として第三者（市民）の存在があります。

したがって、協働事業の評価にあたっては、この第三者からどう評価されるかが重要です。

仮に市民公益活動団体と市がお互いに両者の関係に満足していたとしても、受益者である市民から評価されなければ、それは単なる自己満足に過ぎません。

(5) 職員一人ひとりが「市役所の看板を背負っている」という自覚を持つ

市民公益活動団体に対して、行政の「タテ割り」は通用しません。自分が直接担当する仕事以外の話になっても、市役所全体の職員として真摯に対応する必要があります。行政内部の連携や調整は、その担当職員自身の仕事です。

また、横須賀市には1300億円以上の予算があります。市民公益活動団体から協働事業の提案があった場合などに、単に「予算がないから」という言い訳はやめましょう。

事業の優先順位について責任を持って説明することも職員の大切な仕事です。また、後援や事業協力などの方法による協働の形も検討してみましょう。

(6) その他の留意点（委託事業について）

① リスクマネジメントについて

委託事業の実施において第三者に損害を与えた場合、委託先の故意、過失その他責めに帰すべき事由による場合は、一般に委託先が不法行為責任を負うのが原則であり、その旨を契約書等に規定しましょう。委託先は、イベント参加者の損害保険加入など、あらかじめリスクマネジメントを講じる必要があります。

② 個人情報の取扱い及び秘密の保持について

委託事業において、個人情報の適正管理や秘密の保持が必要とされる場合は、その旨を仕様書または契約書に規定しましょう。

③ 委託事業の成果品の帰属について

委託事業の成果品は、契約書等に特に定めがない場合は委託者（市）に帰属します。

著作権などの知的財産権についても、原則として委託者（市）に帰属します。但し、調査研究などの委託事業において、委託料の積算根拠が調査研究の経費や執筆料などを含まず、出版物の印刷経費程度しか見込んでいない場合、市民・市民公益活動団体側が著作権などの知的財産権を放棄する意思がない場合もあり得ます。

そのような場合に備えて、著作権などの知的財産権の帰属を明確にしておくことや、仮に市側に帰属するとしても当該市民・市民公益活動団体側にも活用する権利を認めるなどを取り決めておくことが大切です。

本来、行政は市民・市民公益活動団体に比べて契約内容などに精通していることから、特段の取り決めをしなかった場合には当事者の合理的意思解釈を行うように配慮してください。

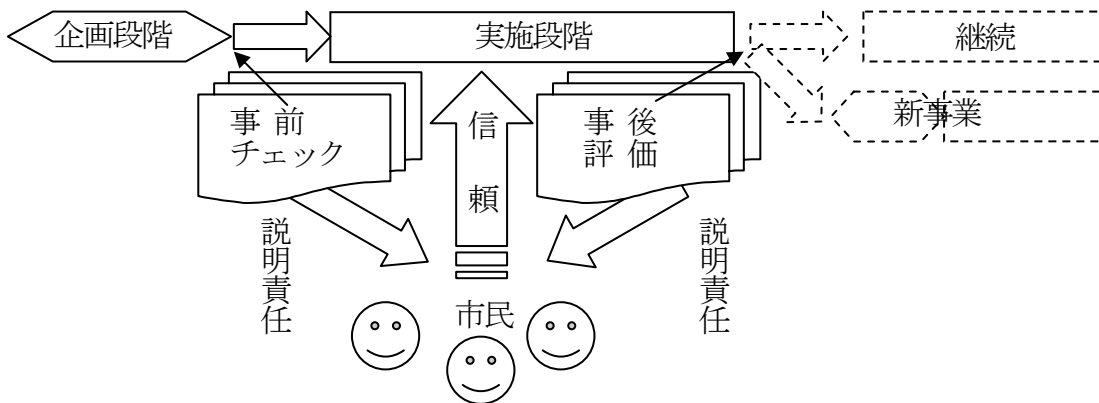
第5章 協働事業の評価について

5-1 なぜ市民協働事業としての評価が必要なのか？

市民協働事業は、行政が単独で実施する事業と異なり、結果だけでなくパートナーシップに基づいて適切なプロセスで行われているかどうか重要なポイントです。

そこで、そうした点を確認し、より良い事業を進めるために市民協働事業としての評価が必要になります。

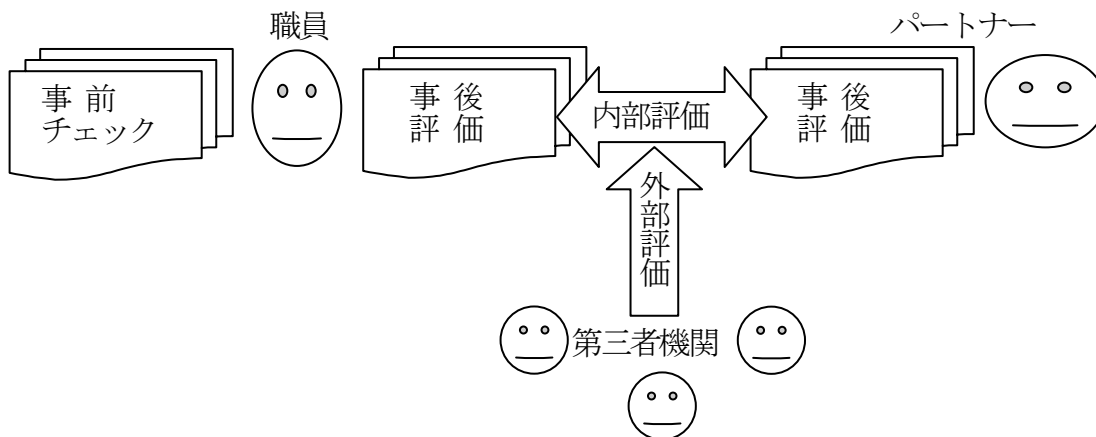
また、市民への説明責任を果たし、事業の信頼性を高めるためにも評価を行うことが大切です。



5-2 誰が評価するのか？

事前チェックは行政職員が行い、企画段階で必要な準備ができていないかを確認します。

事後評価は、行政職員とパートナーがそれぞれ行った後に持ち寄って内部評価としてまとめ、さらに第三者機関によって外部評価を行います。



5-3 何を評価するのか？

市民協働事業のプロセスを確認するため、準備段階から終了後までに必要な内容が適切に行われていたかどうかについて評価します。

具体的な項目は下表の通りで、評価作業には別添の事前チェックシート及び事後評価シートを使用します。

シート	評価項目
事前 チェック シート	1 協働を開始した段階
	2 協働の呼びかけ
	3 目的・目標の明確化
	4 目的・目標の共有
	5 協働で行う理由
	6 協働の形態
	7 パートナーの選定基準・方法
	8 役割分担等
事後 評価 シート	1 目的・目標の明確化
	2 目的・目標の共有
	3 協働の効果
	4 協働の形態
	5 パートナーの選定
	6 事業実施のプロセス (自由に話し合える雰囲気作り、役割分担等 1 9 項目)
	7 目的・目標の達成状況
	8 課題・改善策についての話し合い
	9 継続や終了時期についての話し合い
	10 事業報告書の作成・公表
	11 実施後の感想等

*基本的には、すべての市民協働事業を評価することが望まれますが、職員、パートナー双方の負担を考慮して、当面は一定規模以上の市民協働事業を評価の対象とします。

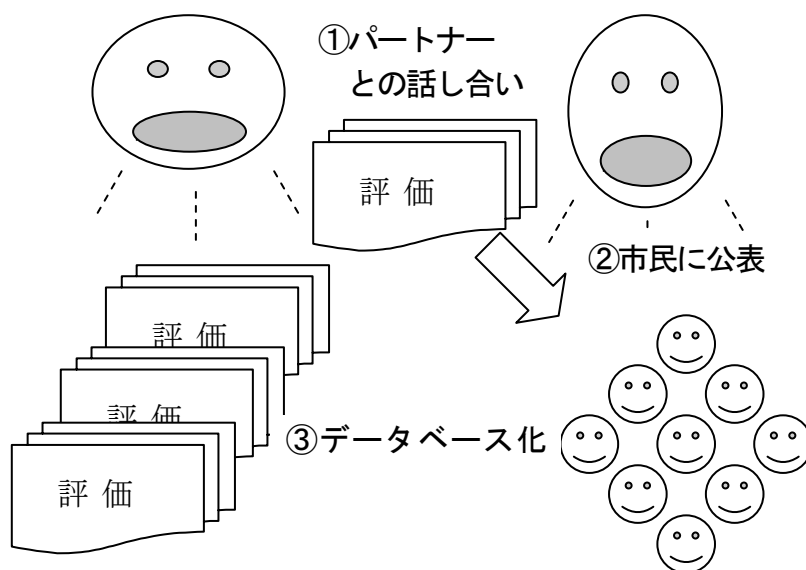
5-4 評価を生かすためには、何をすればよいのか？

まず、パートナーと評価の結果について率直に話し合い、課題や改善策を共有する必要があります。その過程は、今後の事業の参考となる材料が得られるだけでなく、それぞれの立場や考えの違いも再認識でき、相互理解が深まることにも繋がりますので、非常に重要なものです。

次に、評価の結果を市民に公表する必要があります。これは、説明責任を果たすことと併せて、市民協働事業に対する市民の関心を高める効果が期待できます。

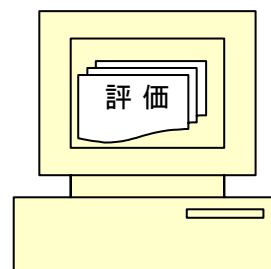
さらに、評価結果をデータベース化することが必要であります。

これによって、実際の事業で得られたノウハウを他のケースでも活用できるようになり、市民協働を推進するための大きな力になります。



5-5 評価の公表は、どのように行ったらよいか？

市民が容易に見ることができるよう、ホームページで公表するほか、担当部課窓口、市政情報コーナー、各行政センター、さらに市民活動サポートセンターなどで閲覧できるようにする必要があります。



第6章 市民協働を効果的に進めるためのノウハウ

6-1 効果的な「まちづくり出前トーク」の仕方

「まちづくり出前トーク」は、市民の求めに応じて、市の職員が会議などに出向き、膝を交えて話し合い、お互いに信頼関係を高めながら一緒になってまちづくりを進めていこうという趣旨の制度です。

そのため、単に市の方針や施策などを説明するだけで終わらせるのではなく、次のようなポイントを意識して臨むことが必要です。

(1) 市民に積極的に情報を提供しましょう。

- ・資料の配布やパワーポイントを活用するなど工夫して、テーマについて分かりやすく説明しましょう。
- ・想定される質問や過去の経緯などについて予め把握し、適切な対応ができるようにしておきましょう。
- ・その場で回答できない質問は、持ち帰って確認し、後日速やかに回答するように心掛けてください。

(2) 市民から情報を収集しましょう。

- ・市側から一方的に説明をするのではなく、必ず意見交換の時間を取りましょう。
- ・単に質問に答えるだけではなく、テーマについて市民が持っている情報や市民の考え、要望、提案などを尋ねてみましょう。

(3) 市民にまちづくりについて考えてもらいましょう。

- ・テーマについて、より良いまちづくりに繋がるよう一緒に考える姿勢を持ちましょう。
- ・自分の担当でない話題についても、①「個人的な考え」と断った上で意見を述べたり、②複数の選択肢を示したりするなどの方法で意見交換を進めていくことが大切です。
- ・ワークショップの手法を取り入れることも効果的な意見交換に役立ちます。
- ・市民の意見や要望の中には、市民自らの取り組みや、市民協働事業によって実現するものもあります。そうした方法も考慮、検討するよう促してみましょう。

(4) 事業改善等に活用しましょう。

- ・出前トーク実施後には必ず報告書を作成し、市民の意見や要望を記入するとともに、それらを参考とした関連事業の改善や新たな市民協働事業の可能性についても所見として記入するように心掛けましょう。
- ・報告書作成の時点で事業改善などの可能性が感じられたものは、その後さらに検討し、実現を図

るように努めましょう。

◎まちづくり出前トークから市民協働事業へ

～浦賀行政センター市民協働事業「浦賀の歴史とふれあう散策ルート整備事業」～

平成 11 年度に浦賀地域の住民と「浦賀のまちづくり」について、まちづくり出前トークを行いました。

浦賀地域には歴史や様々な観光資源があるが上手く生かされていないので、これらを生かし、駅前観光案内板、個々の史跡説明板及び観光マップを作って欲しい、インターネットで情報発信をして欲しいという要望が中心でした。

しかし、話し合いをすると、これからのまちづくりは単に要望をするのではなく、市民自らが知識やノウハウを生かして、行政と一緒にまちづくりを行うことが大切であることに気付いてきました。

そこで行政側からの提案で、浦賀行政センターの市民協働事業として、①散策ルートの策定、②駅前観光案内板や字名・史跡等説明板の設置、③観光マップの作成、④インターネットによる情報発信などを行う事業が始まりました。

この事業は当初から実施期間を 3 年間で限定して始めたものでしたが、終了後も参加者が「浦賀探訪くらぶ」という市民公益活動団体を立ち上げて活動を継続しており、現在は浦賀道や浦賀港引揚船関連情報の収集と情報発信、学校の総合学習への協力などの様々な事業を実施しています。

更に他の行政センターで実施している市民協働事業において、コーディネーター的な役割も果たしています。

◎まちづくり出前トークから風俗店の取り締まりへ

平成 10 年度に、ある地域の住民から「地域にある複数の性風俗店を巡る問題」について、まちづくり出前トークを行って欲しい旨の相談がありました。地域の方たちは、以前から地元警察署に摘発の依頼を行っていたのですが、被害者なき犯罪の摘発の困難性から中々摘発には至らなかったようです。

当初、犯罪の摘発や風紀を守ることは、警察の仕事であり、出前トークには馴染まないのではないかという意見もありましたが、現実には地域住民の方が困っているのならば、とりあえず出前トークを行い、何か良い解決方法はないか模索してみようということになり、出前トークの事務局、町内会・自治会を担当するコミュニティー担当、女性の更生保護の担当、地域美化の観点からクリーンよこすかの担当と地元警察署の生活安全課の職員で出前トークを行いました。

地元警察署生活安全課の方は被害者なき犯罪の摘発の困難性を説明していましたが、地域住民の方たちと話し合っていく中で、地元住民が一丸となって、そのような状況を絶対に許さないという気運を高めていくことにより警察が動きやすい環境を作り出していければ、摘発にも繋がるのではないかという解決の糸口が見えてきました。

そこで事務局からの提案で、地元町内会などから市長宛に陳情書を提出し、それを受ける形で市長から地元警察署長に依頼を行うこととなりました。その結果、地元警察署が半年に及ぶ内偵を行い、性風俗店の経営者、不動産の貸主、物件を斡旋した不動産屋の摘発まで行き、当時 7 件あった風俗店の内の 6 件までを取り締まることになりました。そしてそのような気運を一過性のものとしないうちに、地元住民が「〇〇地区を明るくする会」を作り、警察署内で発足会を行い、活動を継続させています。

これらは行政がほとんど経費をかけることなく、工夫によって地元住民のニーズを解決し、大きな効果を挙げているものです。まさに市民協働（まちづくり出前トーク）の成功事例と考えられます。

6-2 効果的なワークショップの進め方

(1) ワークショップとは

ワークショップは、まちづくりの課題について検討する手法で、普通の会議よりも参加・体験の要素が強いため、より効果的に市民の意見や提言を引き出し、集約することができます。

その方法は様々ですが、一般的にはファシリテーター（進行役）の指示により、参加者毎やグループ毎に作業を行い、それをまとめて成果を作り上げていきます。

(2) ワークショップで行う作業

作業の例としては、次のようなものがあります。

手 法	内 容
フィールドワーク	参加者が現地を歩き、課題についての情報を収集する方法。
ブレインストーミング	質にとらわれず、量を重視して自由に意見を出し合う方法。
KJ法	1枚のカードに1つの意見等を記入し、似たものを集めて整理する方法。

(3) 効果的にワークショップを進めるためのポイント

①ファシリテーターが中立の姿勢をとることが重要です。

専門家や第三者をファシリテーターにできれば良いのですが、現実には担当職員が務めることも多いと思います。その場合、誘導的にならないように心掛ける必要があります。

②前提条件があるときは、スタート時に提示しましょう。

提言等の成果を全て実現することは難しいのですが、事前に確認できる条件が障害になるのではせっかく検討した意味がなくなってしまいます。

そこで、ある程度情報を集め、予め提示しておく必要があります。

③関係する他部課の協力を得ましょう。

専門的な意見を取り入れられるようにすることが望ましいので、必要に応じて関係する他部課の職員に会議などへの出席やワークショップメンバーとしての参加を依頼しましょう。

④様々な手法を活用して、楽しく参加できる工夫をしましょう。

自由に意見を出してもらうためには、良い雰囲気作りも大切です。

時間的な余裕があれば、スタート時にゲーム的な手法による自己紹介を行うのも効果があります。

また、情報の収集や意見交換の方法は、(2)の例以外にも色々ありますので、市民活動サポートセンターにある関連図書などを参考にしてください。